

# 所得税

**存続!** 租税特別措置法第26条 社会保険診療報酬が年間5千万円以下の場合、概算経費率による申告納税が認められている。

診療報酬に対する可処分所得の差  
扶養者・子供2人、措置法差額を450万円をモデルケースとした場合

診療報酬	第26条での可処分所得	実額での可処分所得	差額
5,000 万円	1,600 万円	1,393 万円	207 万円
4,000	1,355	1,161	194
3,000	1,122	944	178
2,000	919	779	140

平成14年分歯科医業経営内容調査検討資料(日歯青申連)より

**診療報酬が3千万円の場合** 26条が無くなるとどうなる? **これは大変です!**

## 1千万円の減収

実額での可処分所得と2千万円で26条を使ったときがほぼ同額だから、1千万円の減収に値する。

## 1千万円増収しないとイケない

3千万円の診療報酬がある医院が同じ可処分所得を維持しようと思ったら、診療報酬を1千万円増やさないとイケない。

## 結局、税金が178万円もアップする

毎年、毎年、廃止の項目として取り上げられています。そもそも成り立ちは、診療報酬を上げることができないので、特別の措置として26条が適用されました。診療報酬が上がらない現在、存続して当然のものです。財務省・民主党は措置法の廃止、事業税の課税を要求しています。



# 地方税(事業税)

**存続!** 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特別措置

## 33万円の負担増!

これもまた大変です!

この問題も毎年、財務省から廃止の要求が出ていますが、職域代表議員・連盟の働きによって存続しています。

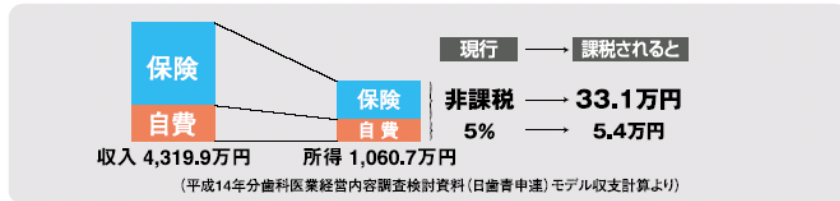
33.1万円の所得減を回復するには134.5万円の保険収入増が必要

## それは大変!

134.5万円は保険点数を3.6%アップしなければ回復できない

## 期待できない!

いざとなったら国は平気で我々を見捨てます



ロビー活動の一例として、税制改正において毎年のごとく撤廃が叫ばれている社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置について、万一、撤廃が行われると以下の金額が増税となります。

所得 1,000 万円の場合 約 50 万円

所得 1,500 万円の場合 約 75 万円